

平成29年度 事業計画書

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

I、基本方針

介護保険法の改正により、玉東町では平成29年4月1日から、介護予防推進の為に、要支援1、要支援2の方々は町事業へと移り、新しい総合事業にかわります。本会では町の受託事業として、ふれあいの丘デイサービスから移行した介護予防通所型サービス「シャキッと」や、2年目の「生活支援コーディネーター」の配置や、シルバー人材センターでの訪問型サービスに取り組みます。

また、県の受託事業3年目で、最終年度の「地域の絆づくり推進事業」では、健康吹き矢の普及と、前期高齢者の実態調査を民生児童委員協議会と連携しながら実施していきます。

認知症の本人や家族を支える支援も継続し、誰もが安心して生活できる地域となるように、継続する介護保険事業は体制強化を図り、更に、相談支援の充実や成年後見制度や地域福祉権利擁護事業によって、日常生活支援の向上を図ります。

子育て支援では、昨年から受託している「ファミリーサポートセンター事業」や、「子育て世代包括支援センター事業」の訪問事業は、より細やかに子育て世代を支援します。

本会は、「私の町、福祉の町、玉東町」の地域福祉のために、行政と連動して第三次地域福祉活動計画の作成に着手し、社協活動や会員制度の理解を一層深めます。

II、重点目標

- 1、新しい総合事業の受託運営
- 2、地域福祉活動計画の策定
- 3、介護保険サービス・障がい福祉サービスによる、高齢者・障がい児者の在宅生活支援の充実
- 4、広報(社協、福祉情報)活動、ホームページの充実
- 5、住民の福祉に対する意識高揚のための第31回福祉大会の実施

法人運営

【運営方針】

平成29年4月1日に施行される、社会福祉法の改正に伴う手続きや、介護保険制度改正による書類整備を行ないます。

また、財源確保への理解を得るよう務め、様々な変革に動じない安定したサービスを提供する為に、更なる支出の見直しを行い、基盤整備に努めます。

【具体的事業】

I 法改正に伴う規程等の整備

II 財政基盤の強化

- ・ 地域福祉事業を更に充実するために、収支の把握に努め、町行政を含め、関係機関とも協議し理解を得るよう努める

III 職員の資質向上

- ・ 職員会議の充実
- ・ 面接の継続実施

IV 玉東町福祉センターの管理運営

地域福祉

【運営方針】

地域福祉の推進の基本は、住民全員の関心・理解が必要不可欠なので、福祉啓発をすべての事業で意識しながら推進します。

地域福祉活動計画の策定に、町民福祉課の地域福祉計画と連動して取り組みます。

本年も、子どもから大人まで各年齢層・集団・グループに対し、地域福祉の意識啓発の場として、下記の事業を実施します。

【具体的事業】

I 福祉啓発

- 1 第31回福祉大会の実施
- 2 地域福祉活動計画の策定
- 3 広報活動の充実
 - ・ 社協だより「おれんじの風」の発行
 - ・ ホームページ、Facebookの更新
- 4 ボランティアの発掘・育成・活動支援
 - ・ 玉東町ボランティア連絡協議会
 - ・ 荒玉ブロックボランティア連絡協議会
- 5 福祉教育の連携事業
 - 小学6年生認知症サポーター養成講座、デイサービス交流研修
 - 小学5年生ワークキャンプ
 - 小学4年生点字・手話学習、疑似体験

II 総合的な生活支援

- 1 福祉相談事業（低収入、障害、就労、借金）
 - ・ 玉東生活よりそい相談センター（生活困窮者自立支援事業、県社協委託）
 - ・ 権利擁護事業（地域福祉権利擁護事業及び法人成年後見受任）

- ・福祉貸付（玉東町福祉資金貸付・熊本県生活福祉資金貸付）
- 2 生活支援事業
 - ・生活支援事業（町委託、生活支援コーディネーター配置）
 - ・ファミリーサポートセンター事業（町委託、アドバイザー配置）
 - ・子育て世代包括支援センターの事業一部（町委託）
 - ・70歳以上独居老人へのヤクルト配布
 - ・福祉用具貸し出し
 - ・地域の絆づくり推進事業（県委託）

Ⅲ 連携と団体支援

- 1 各種福祉団体との連携事業
 - ・玉東町民生委員児童委員協議会
 - ・玉東町オレンジクラブ連合会
 - ・玉東町身体障害者福祉協議会
- 2 各種委員会の委員参加
 - ・玉東町虐待防止連絡協議会
 - ・玉東町町民会議（社明、地警連）
 - ・放課後こどもプラン会議
- 3 玉東子育て支援の会「たんぽぽ」の活動支援
- 4 認知症家族の会「ともに歩む会」の活動支援
- 5 社会福祉相談援助実習の受入れ

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

【運営方針】

介護予防・生活支援サービス事業は、新しい総合事業の中で、要支援者等の生活ニーズに対応するために、玉東町より次の通所型サービス、シルバー人材センターの訪問型サービス、生活支援体制整備事業を受託します。

【具体的事業】

I 通所型サービス

- 1 介護予防「シャキッと」の開始（ふれあいの丘）

II 訪問型サービス

- 1 訪問介護事業所での対応
 - ・現行相当の訪問
 - ・緩和型対応の訪問
- 2 シルバー人材センター
 - ・家事支援訪問

Ⅲ 生活支援体制整備事業

- 1 生活支援コーディネーター配置

玉東町社協ホームヘルプステーション

<基本方針>

玉東町社協ホームヘルプステーションは、住み慣れた我が家で利用者の皆様が安心して自立に向けた生活ができるように支援しています。

平成 29 年 4 月から始まる総合事業では、現行の訪問介護に加えて、要支援 1、要支援 2 の利用者に対する緩和型の訪問介護を開始します。

要介護、要支援者や障害を持った方達の、より生活に密着したサービスの徹底に努めて参ります。

【提供するサービスの種類】

1. 介護保険法による訪問介護（介護予防訪問介護）サービス
2. 障害者総合支援法による障害福祉サービス居宅介護

【重点目標】

- ① サービス提供責任者を中心に、ご利用者の自立支援に向けたサービスの実現に努めます。
- ② 毎月 1 回定期的なヘルパー会議と、必要に応じ個別ケア会議を行い、サービスの質の向上に努めます。
- ③ 計画的に事業所内研修を実施し、外部研修にも参加し自己研鑽に努めます。

・研修計画

5 月	県ホームヘルパー全体研修（2 名）
7 月	県主任ヘルパー情報交換会（1 名）
9 月	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止（全員）
11 月	荒玉社協在宅福祉部研修（全員）
12 月	県ホームヘルパー秋期研修会（2 名）
2 月	応急手当講習（全員）
3 月	県ホームヘルパー資質向上研修（1 名）

※適宜、身体介護、生活援助に関すること等、内部研修を実施。

- ④ サービスによって得た個人の情報の漏洩には細心の注意を払い、プライバシー保護に努めます。
- ⑤ サービスに伴う苦情に対しては厳粛に受け止め、速やかな対処に努めます。
- ⑥ サービス提供時の事故、ヘルパー車走行中の事故防止に努めます。
 - ・事故や事故に至らないまでも、危険を感じた事、どんな些細な事についても、再発防止や大事故につながらないよう、各報告書の提出を義務付け、反省を促し、対策を協議して解決に努めます。

居宅介護支援事業所ふれあいの丘

介護保険制度開始の平成12年4月1日より、居宅介護支援サービスを提供し、平成18年4月1日の介護予防事業の実施により、介護予防ケアマネジメントも実施してきました。

平成29年度から、介護予防対象者については、基本日常生活支援総合事業へ移行します。対象ご利用者の戸惑いが予想されますが、今後も、主任ケアマネージャー研修等多くの研修で学んだ知識や技術を生かし、地域包括支援センターを始め他職種や地域の方々と連携しながら、体制を強化し居宅介護支援サービスの提供に努めます。

【サービスの目的】

要介護(要介護1～5)の認定を受け、介護保険サービスを利用される方々に、住み慣れた自宅で、自立したその人らしい生活が送れるよう、居宅介護サービス計画作成や各種相談援助を行う事を目的としています。

要支援(要支援1・2)認定者・総合支援事業対象者については、現行のサービス利用者、町の委託サービス利用者それぞれに応じた介護予防ケアマネジメントを実施し、利用される方々の能力の維持向上を目指した介護予防計画作成と相談援助を行う事を目的としています。

【サービスの担当者】

当事業所の4名の介護支援専門員は、公平・公正・中立的立場で居宅でのサービス利用・施設サービス利用などの相談に応じます。

【連絡体制】

月曜日～金曜日の午前8時30分～5時30分を通常営業時間とし、その他の時間帯は転送電話等で24時間連絡が取れる体制を整えています。

【研修計画】

4月		SV研修	疼痛と緩和の勉強会
5月	倫理及び法令遵守研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
6月	プライバシー保護研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
7月	介護保険制度集団指導	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
8月	認知症研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
9月	ケアマネ協会・終末期ケア研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
10月	福祉用具・ケア用品研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
11月	終末期ケア研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
12月	地域包括支援センター研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
1月	ケアマネ協会研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
2月	救急法研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会
3月	ケアマネ協会研修	SV研修	疼痛と緩和の勉強会

【会議】

居宅介護支援事業所 部署会議(勉強会を含む) — 毎週
在宅ネットワーク会議(有明地区)参加 — 毎月

介護ホームはぶの・通所介護事業所はぶの

平成 13 年 10 月、「通って、泊って、住める」「駆け込み寺」のキャッチフレーズのもと、介護ホームはぶのを開設。平成 20 年 4 月に隣接の土地を購入増築し、平成 25 年に、畑・広場・駐車場を整備、昨年からは、地域密着型デイサービスになりました。

28 年度は、29 年 4 月からの介護保険制度改正に伴い、ふれあいの丘デイサービスの利用希望者受け入れの為に増築しました。本年度は、定員を 5 名増やし、定員 15 名にし、スタッフを充実し、デイサービスの体制強化を図ります。

【基本方針】

介護ホームはぶのは、介護が整った「家」であることを前提とし、ご利用者本人や家族の思いや、生活習慣を尊重し、「自宅での暮らし」により近い状態で安心して過ごせる場を提供することを基本方針としています。

泊まりの定員は、9 名で、介護者の状況に合わせて、短時間利用にも対応し、切れ目ない支援を提供します。

通所介護事業所はぶのは、定員 15 名の地域密着型デイサービスセンターで、家庭的な雰囲気の中で、一緒に昼ごはんやおやつを作って食べたり、時には、町の行事等に参加したりして、楽しみや役割を持って、生活できるよう支援しています。

また、なじみのスタッフ・環境での宿泊を希望される方も多く、独自事業として、デイホールでの宿泊も継続します。

【年間事業計画】

利用されている方が、季節の移り変わりを肌で感じられるような取り組みを行いながら、今持っている機能をなるべく低下させないように「楽しみ」、「役割作り」の支援を行っていきます。また、地域の交流の場としての夕涼み会や、消防訓練を継続しながら、畑作りや収穫、季節の行事等で、地域の皆さんとの交流が、より深まるように工夫していきたいと思えます。

行 事 予 定			
4 月	花見(桜の下での食事)	10 月	消防訓練 団子汁会
5 月	花菖蒲見学・ 中庭での食事会	11 月	みかん狩り
6 月	外食ランチ	12 月	餅つき
7 月	夕涼み会・七夕まつり	1 月	初詣・どんどや見学
8 月	梨のコンポート作り	2 月	節分
9 月	敬老会 足湯(玉名)	3 月	ひなまつり 職場内消防訓練

御利用者の誕生日に合わせて、お誕生日会開催します。

